

名古屋地方裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時

平成30年9月13日（木）午後2時00分から午後4時45分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 安藤貴康，岡田悟，加藤愛子，川原三男，北辻利寿，小出詠子，戸田誠治，彦坂永利子，平松哉人，藪押光市，清水綾子，新田智昭，揖斐潔（委員長），片田信宏

（説明者） 坂口事務局長，南出総務課長

（事務担当者） 橋本事務局次長，野田総務課課長補佐，林庶務第一係長

4 協議テーマ

裁判所における障害者，高齢者など要配慮者に対する取組について

5 議事

(1) 委員長互選

(2) 前回委員会以降に行った改善事項の報告

(3) 意見交換事項についての概要説明

(4) 障害者配慮用の備品（磁気ループ型補聴器，携帯電話型補聴器，簡易筆談器，ホワイトボード）の説明及び体験

(5) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(6) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

平成31年2月25日（月）午後1時30分

イ 協議テーマ

裁判員制度広報について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，◆：説明者)

- 名古屋地方裁判所においては、障害者、高齢者など要配慮者に対して様々な取組を行っているが、外部から見て、お気付きの点や問題点などがあれば、意見をお聞かせいただきたい。
- 裁判所のホームページで紹介されているバリアフリー情報について、ピクトグラムという言葉が使われているが、なぜ絵文字と言わないのか。高齢者の何人が理解できるのか、疑問である。キャリアハイ、パラリーガル、ニート等という外来語を使う風潮はあるが、せつかく高齢者等への配慮のための資料なのであるから、そもそもの入口から整えていかなければいけない。また、絵文字が沢山並んでいると、理解するのが難しい。せつかくこうした委員会があるのだから、最高裁判所だけでなく、名古屋地方裁判所独自として何かする機会があるのであれば、留意されたい。
- ホームページに掲載されている裁判所における障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領については、いかがか。
- 読みにくい。裁判員制度発足時に作成されたような、分かりやすい資料に落とし込んだ方がよい。
- 丁寧に、間違いのない文書を作るとこうなるのだと思うが、こういう文書に慣れている私でも、読みにくい。必要なものをピックアップするなど、もう少し分かりやすくした方がよいと思う。
- この対応要領は、外向けの文書ではなく、裁判所職員向けの文書であることは御理解いただきたい。
- 調べてみると、どの省庁でも、同じような対応要領を作成していた。私の経験で、車椅子利用者が、閉庁後にスロープのある玄関から退庁できず、段差のある玄関から、職員の手を借りて出ることになったことがある。どこから退庁しても

らうか、という配慮があれば、玄関を開ける等の心遣いができたのではないかと
思う。

○ 健常者の意見より、障害者の意見を聞いた方がよい。障害者は、普通に接して
もらいたいという気持ちを持っている。至れり尽くせりばかりではなく、障害を
持っている方に来ていただいて、その意見を取り入れた方がよい。

● お聞きした意見については念頭に置いておきたい。対応要領は、法律に基づい
て、各行政機関でも、ほぼ同じ内容で作られている。職員に対して話をするとき
には、分かりやすいものを作ってミーティングをするなど、職員にとって理解し
やすいようにしたい。

○ 対応要領の中で、加重的負担についての記載があるが、具体的には、どのよう
に判断するのか。

◆ 裁判所という性質上、中立的な立場が大前提になるので、もう一方の当事者か
ら見て、不公平な扱いになっているとみられないようにしなければならないし、
訴訟の進行が著しく遅滞することも避ける必要がある。

また、建物の構造、設備の状況、人的に対応が可能かどうかという実現可能
性や、人的、物的配慮のための費用、職員の負担の程度も考慮する必要がある。
例えば、エレベーターの設置が必要と言われても、設備のない庁舎では利用でき
ないので、職員が移動の補助をしたり、調停室などを柔軟に変更する等の他の方
法を検討することとなる。

○ 合理的な配慮の判断をするのは、組織か、所長か、それとも合議で判断するの
か。

● 裁判所として判断することとなるが、裁判の期日に関する事等の裁判事項で
あれば、裁判体が判断することとなる。

○ 裁判所の中立性等を保ちながら判断するのは難しいことであるから、もう少し
具体的な基準があるとよい。ただ、建物の構造によりエレベーターがないなどの
物理的な制約がある中で、職員が移動の補助をしたり、調停室を柔軟に変更する

等の様々な工夫もあることは、よく分かった。

○ 裁判体は、どういう配慮ができるかということについて、設備面等の物理的・技術的な制約等も含めて、事務局と検討している。できる範囲で何とかしようという姿勢であることは、御理解いただきたい。

○ 障害者と一口に言っても、多様である。例えば、ペースメーカーは、一昔前の物と比べて格段に性能が向上しているし、人工透析療法を受ける方も海外旅行に行けるようになった。しかし、障害等級等について、医療の進歩に法律が追いついていないのが現状である。

また、発達障害、精神疾患については、ここ10年で、診断名が非常に増えている。病名についても、診療ガイドラインがどんどん変わってきているが、世の中が付いていけない。精神科や神経科の受診のハードルが下がってきているほか、自分でネット検索して、発達障害だと自己診断する人もいる。これらのことを念頭に置いていただけるとありがたい。

- 県などでは、窓口で、実際にどのような対応をされているのか。
- できる限り、最後まで聴いて、納得するまで説明するようにしている。
- 発達障害の方等、自分の思いをうまく伝えられないときに、誰が、どうするのか。また、災害対策も同じであるが、何かが起こったときにどうするかは、すぐに見られるフローチャートを作らないと、対応できないのではないかと。職員にとって分かりやすいものがあるとよい。
- 裁判所では、名古屋市が作成した「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を職員に配布して参考になっている。窓口では、丁寧に聴いて、丁寧に説明するのが一番の基本だと思う。
- それが基本だと思う。ただ、パーソナリティ障害の方は、どんなに丁寧に話を聴いても、話がずれていき、本人だけでは話が進まないことがある。本人の尊厳を認めつつ、家族や後見人を交えて対応しているのが現状である。
- 来庁時に、関係者等に同伴してもらうことは、あり得ることだと思う。

○ 磁気ループ型補聴器，携帯電話型補聴器など，障害者対応の機器を色々見せていただいたが，初めて見るものばかりであった。障害者が，自分から求めていくことは難しいので，今一步進めた情報の提供があるとよい。

○ 裁判所の貸出用車椅子についてであるが，支部に後見人選任の申立てに行った際に，職員に対して「申立人には車椅子が必要だ」と伝えたところ，その時に空いていれば使うことができると言われ，確実に使えるのかどうか分からなかったことがある。

● 基本的には，御連絡をいただければ，車椅子を確保しているが，御指摘のような対応があったとすれば，今後は適切に対応できるようにしたい。

これまでいただいた御意見を踏まえ，各委員が所属されている団体における取組の御紹介を兼ねて御意見をいただきたい。

○ 行政に勤務する職員として，内々で当たり前に使っている言葉が，一般の方には分かりにくいということが往々にしてある。例えば，外来語を使うのであれば，日本語を併記するのがよい。

裁判所は，一般の行政機関と比べると，設備面での障害者配慮がしっかりしていると感じた。県にも対応要領があり，詳しく記載されているが，職員が知らないのでは意味がない。職員が，よく理解して，意識を共有し，障害者にハートで対応することが求められていると思う。

一般の方と対応していて，特に内面について障害があるかどうか分からないことがある。初期対応を誤らないよう，できることとできないことをはっきり伝える必要があるので，あらかじめ職員間で，できることを共有しておくべきである。

● 職員の意識の共有が大事だという御意見であるが，実際に，こんなことをしているという事例はあるか。

○ マニュアルを作って満足するのではなく，一つの対応事例があった場合には，その対応をみんなで共有することが大事であるから，対応した結果を，その都度必ず書面化して回覧するなどして説明し，共有することを徹底している。

○ どんなに設備やマニュアルが良くても、対応するのは人である職員である。研修を通じて経験値を上げることが大事であり、研修の際は、稀な事例や対応できなかった事例等を含めることで、職員の質の向上につながる。

○ 開業医は、医療訴訟と常に背中合わせであり、医師も看護師も事務員も、間違えたらインシデントレポートを書いて、皆で共有している。なぜ間違えたのか、どうするのが良いのかということを出して改める、ということを実践している。

また、医師との連絡では、必ず情報が伝わるよう、メールで連絡を取り合っているし、事務局にも同時に情報伝達することを徹底している。

○ 報道機関では、障害者の人権を守るための表現の判断に関し、報道指針という冊子を入社時に配布し、研修毎に徹底して読み込ませている。

○ 職員に対し、丁寧に話を聴け、ということに尽きる。裁判所では、職員に対する研修を沢山実施しているということを知り、とても安心した。今後も研修を繰り返していくことが大切である。

● 研修に参加していない職員に対しても、しっかり意識啓発を行っていききたい。

○ 裁判所は利用者に対し中立の立場にあり、利用者が求める内容を全て満たすことはできない。その面をサポートするのが弁護士である。

弁護士会での取組について紹介したい。愛知県弁護士会では、高齢者・障害者総合支援センター（通称 アイズ）を平成12年に設立し、高齢者や障害のある方の生活支援につながるようなアドバイスや事件解決を行っており、十分な判断能力がない可能性がある方に対しても、成年後見等の手続のサポートを行っている。

○ 対応要領については、障害者への配慮が細かく書かれていて、心配りもよく分かったが、内容が難しいと感じた。

また、最近では、高齢者が多いし、若年性認知症の方も見受けられる。裁判所へ行かなければならないと感じながら、裁判所に提出する書面の書き方も分からな

い人もいる。

ちなみに、手話通訳者は、裁判所に常勤しているか。

- 常勤していない。事前に連絡があれば、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を手配して対応している。

若年性認知症の方も、丁寧に話を聴く、家族等に付き添っていただく等の対応をしていくことになると思う。

- 職員に対し、手話の研修は行っているか。
- これまでは行ったことはない。
- 裁判所に障害者対応の機器があることを初めて知った。高齢者が当事者となる事件も多いので、例えば、答弁書催告書の中などに、補聴器等の補助具がある旨の案内があるとよいと思う。
- 本日は、様々な御経験を踏まえての貴重な御意見をいただいた。今後の障害者、高齢者等の要配慮者に対する取組に当たって参考にさせていただきたい。